

令和6年度 福岡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめはどこにでもあることと捉え、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題であると考える。私たち教師は、全校児童が安心して登校し、学習やその他の活動に取り組むことができるよう努めなければならない。そのため、いじめ防止等のための対策は、学校内外を問わず（インターネットを通じて行われるものも含む）、いじめが行われなくなるようにする必要がある。

いじめの防止等のための対策は、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行い、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置するということがないようにする。いじめを受けた児童がいじめられたと感じたとき、それを「いじめ」と捉え、その児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識する。そして、特定の教師の判断でいじめの対応をすることなく、学校全体で組織的に対応していくようとする。

いじめを未然に防止したり、早期に解消したりすることは、児童の成長・発達、ひいては人間形成にとって極めて重要である。全教職員の共通理解を図り、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服していく。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教師が抱え込むことのないよう、組織的に対応する。

「いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ対策担当教員、生活指導担当教員、スクールカウンセラー、関係教員、養護教諭等で構成する。また、必要に応じてその他関係機関も組織に加わることとする。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・定期的に情報交換をする場を設け、いじめ事案、いじめの疑いがあるもの等、共通理解を図つて意識啓発するとともに、多くの目で対象児童を見守るようにする。
- ・生活アンケートや学校評価アンケートの結果の集約、分析、対策の検討を行い、効果的ないじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、通信やホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価アンケートの結果等を発信する。
- ・いじめの実態について民生委員や児童委員と定期的に情報交換する場を設け、継続していじめに関する情報を共有する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ事案が発生した場合（疑いがある場合も含む）、いじめ対策委員会を開き、適切な対応ができるように検討する。
- ・いじめ対策委員会で決定したことを受け、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、いじめ・不登校対策委員を中心に、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめ相談電話等、外部の相談機関

- ◆西三河児童・障害者相談センター ☎ 27-2779
- ◆岡崎市キッズ心の電話 ☎ 83-5660
- ◆子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110
- ◆こころの健康電話 ☎ 0570-06-4556
- ◆愛知県警ヤングテレホン ☎ 052-951-7867

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学級集団適応心理検査を実施し、結果に基づいた個人や集団の分析の精度を高め、対応策の検討に効果的に結びつける。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的に実施（学期2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。その内、学期に1回は保護者を対象としたアンケートとし、保護者の気づきが学校に届くようにする。また、生活アンケートを実施しない月に自死予防アンケートを実施する。自死予防アンケートは担任以外の職員にも相談できる機会を兼ねるものとする。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、福祉相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

【ネットいじめに関する指導内容】

- ・誹謗中傷を書き込むことはいじめであり、画像を無断でアップすることは肖像権の侵害で、許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

〈書き込み等削除手順〉

- ①掲示板などのアドレスを記録し、状態を印刷するか撮影指摘録を残す。
- ②掲示板等の管理人に依頼する。または掲示板プロバイダに依頼する。
- ③削除されない場合は、警察・法務局に相談する

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」(別紙)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、加害児童、関係児童双方の保護者に対して適切に情報を提供する。

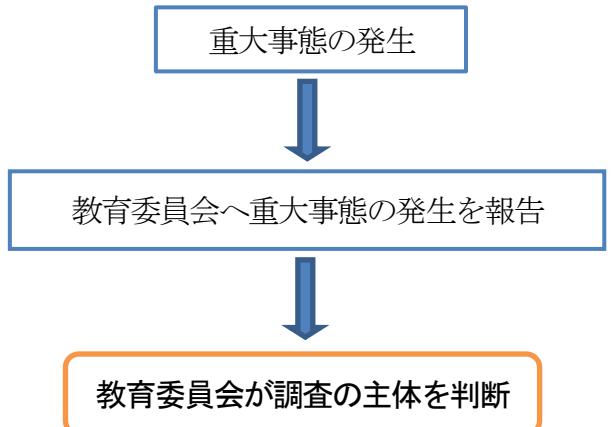
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、保護者への教職員による取り組み評価及び学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) 職員間では、毎週行う打ち合わせで情報共有を図る。
- (4) 学年間の授業交換や教科担任制、役職による授業を増やすなどし、複数の教員で子供たちに関わり、未然防止に努める。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。
- (4) 中学校区における児童生徒健全育成協議会を開催し、いじめ防止に向けた取り組みも協議事項とし、各小中学校における取り組みやいじめの現状を伝え、協議会の委員から助言を受ける。

【重大事態の対応フロー図】



学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

<取り組みの年間計画>

	「いじめ対策委員会」	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○児童対象「自死防止アンケート」	○「学校いじめ基本方針」の説明 ○家庭訪問 ○ふくふくタイム幹事会 ○福寿会農園作り（園芸部）
5月	D	○現職研修①	○情報モラル指導（ネットモラル：児童） ○読書月間	○児童、保護者対象「生活（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間	○幼保小交流会 ○OPTA奉仕作業
6月	C ↓ A		○すこやかスクール「いのちの授業、すこやかサミット（学校保健委員会）」	○WEBQU実施 ○児童対象「自死防止アンケート」	○学校関係者評価委員会授業公開
7月	P			○児童対象「生活（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間	○個別懇談会
8月	D	○中間評価→検証			○OPTA奉仕活動 ○地域の方とふれあう会幹事会
9月	C		○地域の方とふれあう会（低高学年） ○校内観劇会	○身体測定 ○児童対象「自死防止アンケート」	
10月	A	○現職研修（ケーススタディ）	○学習発表会	○児童、保護者対象「生活（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間	
11月	P		○読書月間 ○地域の方とふれあう会（中学年）	○児童対象「自死防止アンケート」	○学校関係者評価委員会授業公開
12月	C		○人権週間（講話、全校道徳の授業参観） ○いじめ防止標語募集 ○赤い羽根募金 ○情報モラル指導（フィルタリング：保護者）	○児童、保護者対象「生活（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間	○個別懇談会
1月	A	○現職研修（ケーススタディ）		○児童対象「教育診断（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間	○授業参観
2月	P	○自己評価	○なわとび集会	○WEBQU実施 ○児童対象「自死防止アンケート」	○学校関係者評価委員会学校評価 授業公開
3月	C	○学校評価アンケート結果の検証と「基本方針」の見直し	○卒業生を祝う会 ○卒業式	○児童対象「生活（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間	
通年	A	○いじめ対策委員会（毎月・随時） ○対応策の検討	○エコボラ11デー（奉仕活動・エコ活動：毎月11日） ○ふくふくタイム（地域のお年寄りとの交流） ○おはなしトロっ子（地域ボランティアの読み聞かせ）	○健康観察の実施 ○保健室対応	

